

地方公務員給与に関する意見書の提出について

地方公務員給与に関する意見書を次のとおり提出する。

平成 25 年 5 月 28 日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか 47 名
自民党市議団, 民主・都みらい,
公明党市議団, 無所属 (議決)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 財務大臣 宛て

京都市会議長 名

地方公務員給与に関する意見書

政府は、地方公務員給与について、国家公務員の臨時特例減額措置に準じた平均 7.8 パーセントの給与減額を地方自治体に要請している。また、本年 7 月から地方においても国に準じた給与減額措置を実施する前提で、地方交付税が減額されることとなった。

本市は、これまでから、2 回に及ぶ独自の給与減額措置を行うとともに、徹底した行財政改革を行ってきた。平成 20 年度と比べて、職員数については、国が 7.6 パーセント減であるところ、本市は 12.9 パーセント削減し、また、給与費については、国が 9.4 パーセント減であるところ、本市は 12.6 パーセント削減するなど、国を上回る取組をしている。

本市のように独自に厳しい行財政改革を断行してきた地方自治体の努力を考慮することなく、国並みの給与減額措置を強要することは、誠に理不尽なことである。

よって国におかれては、これまでの地方自治体の取組を十分に考慮するとともに、地方自治を無視するような措置を二度と採らず、真に地域の活性化を第一に考える施策を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。